

北海道胆振総合振興局告示第 5 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げるたこ漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)1月24日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
たこかご漁業(やなぎだこ)	胆振総合振興局管内沖合海域 函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東及び次の線を順次結んだ線以西の海域。 ただし、渡島総合振興局管内の共同漁業権漁場区域並びに水深120メートル以浅の海域を除く。 (ア) 最大高潮時海岸線上勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の界から、206度55分27,000メートルの点を結んだ線 (イ) 最大高潮時海岸線上勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の界から、206度55分27,000メートルの点から正南の線	毎年、3月1日から10月31日まで	49隻以内	総トン数20トン未満	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者 2. えびかご漁業の許可を受けている者	令和5年1月25日から令和5年2月24日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、3年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、1年以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごは、えびかご漁業に使用するかごと兼用するものとし、かご数は500個以内でなければならない。 (3) 使用するかごの網目は10節(結節から結節までの長さ17ミリメートル)以上の大きさでなければならない。 (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5) つぶ、みずだこ及び次に掲げるかごが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ ずわいがに ウ ペにずわいがに (6) 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要事項を命じたときは、これに従わなければならない。